

新しい十日町市立中学校立地検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 魅力ある十日町市立中学校づくり方針に基づき、新たに中学校（以下「新中学校」という。）を設置する際の立地等について検討を行うため、新しい十日町市立中学校立地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その成果を十日町市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 新中学校の設置位置に関する事項
- (2) 新中学校の規模に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 小学生、中学生及び未就学児の保護者
- (4) 学校等関係者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する任務を達成した日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に招集される会議は教育長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庁内ワーキンググループ)

第7条 設置場所等の円滑な検討を行うための補助機関として、庁内ワーキンググ

ループを置くことができる。

- 2 庁内ワーキンググループのメンバーは、市の職員のうちから教育長が任命する。
(庶務)

第8条 委員会及び庁内ワーキンググループの庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、第2条に規定する任務を達成した日に、その効力を失う。